

令和7年度工事監査（土木工事・建築工事）の結果について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記の通り監査の結果を公表します。

令和8年3月26日

東京都北区監査委員	佐藤 明 充
同	西 村 泰 信
同	坂 口 勝 也
同	坂 場 まさたけ

記

1 監査期日及び対象工事

(1) 土木工事 令和8年1月16日（金）

- ① 音無けやしき緑地整備工事
- ② 名主の滝公園整備工事（その2）

(2) 建築工事 令和8年1月19日（月）

- ① 谷端小学校リノベーション工事
- ② 田端駅前昇降機棟増築工事
- ③ 王子第五小学校屋上改修工事

2 監査事項及び範囲

主として対象工事に関わる契約関係書類、起工書及び設計図書等の書類審査を行うとともに、工事施工状況について概要説明を受けた後、現場監査を行った。

3 監査の主な着眼点

- (1) 工事の内容、規模及び工法は適切に行われているか。
- (2) 設計、積算が適法かつ合理的、経済的に行われているか。
- (3) 施工は設計に従い、適切に行われているか。
- (4) 工事中の安全管理は、適切に行われているか。
- (5) 工事事務は、適正に行われているか。

4 監査結果

工事については、概ね適正に施工されていることが認められた。
しかしながら、一部には次に示すような、意見・検討事項があったので、是正、改善を図らねたい。検討結果については、後日報告されたい。

【意見・検討事項】

区は、JR 田端駅北口周辺のバリアフリー化として、高台側との高低差約 10mのバリアを解消し、高齢者、障がい者等の円滑な移動の確保を目的に、エレベーターの設置及び高台と接続するスロープ等の整備を進めている。

（工事件名：田端駅前昇降機棟増築工事 工期：令和6年3月27日～令和8年3月31日
契約金額：421,740,000 円）

この工事では、本来の目的である高台とのアクセスの他、中間階である2階へも、エレベーターの停止階を設け、隣接ビルの店舗へのアクセスも可能な計画としている。

しかし、エレベーターから店舗へは、ビル側にある高低差 1m程度の、既設の階段を利用する必要があるので、依然としてバリアフリー化されていない事象が見受けられた。

所管課によれば、設計段階でビル側との調整を重ね、店舗に至る経路のバリアフリー化の検討を行ったものの、費用や構造など、さまざまな課題から実現には至らなかったとのことであった。

区ではこれまで、「バリアフリー法」に基づき「北区バリアフリー基本構想」（全体構想）（地区別構想）を策定し、高齢者や障がい者をはじめ、さまざまな人に配慮したバリアフリーのまちづくりを進めてきている。

バリアフリー化の実現には、関係住民等の理解・協力を得ながら進める必要がある。今後も、隣接のビル所有者やテナント等と連携を図り、今回のエレベーターの設置が、さらに意義のあるものとなるよう、また、利用者にとってよりわかりやすく、使いやすいものとなるよう、ハード・ソフト両面から配慮した対応を改めて検討されたい。

（土木政策課）